

令和 7 年 9 月定例会

厚生委員会資料
(子ども未来部)

(仮称) 秋田市こども計画の骨子案について

1 計画の概要

(仮称) 秋田市こども計画は、こども大綱および秋田県こども計画を勘案して策定するものであり、本市のこどもや若者の施策およびこどもの貧困対策を総合的に推進しようとするもの。

計画期間は、令和8年度から令和11年度までとする。

2 骨子案

基本計画 (計画期間中の目標と施策の方向性)	
第1章	こども計画の策定に当たって
1	こども基本法の施行等、既存の計画と新たな計画の範囲
2	計画の概要 (対象、計画期間、位置付け、推進体制等)
第2章	こども・若者・子育て家庭を取り巻く現状
	※人口減少や少子高齢化の現状、こどもや若者、子育て家庭の現状、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」「こども調査」「若者調査」「こどものいる世帯の生活状況に関する実態調査」の結果等を踏まえ記載
第3章	計画の基本的な考え方
1	基本理念
2	計画全体を貫く基本的な視点
3	計画の体系 (基本目標と基本施策)
第4章	施策の方針
	基本目標1 こどもまんなか社会に向けた取組 基本目標2 こども・若者への切れ目ない支援 基本目標3 様々な状況にあるこども・若者への支援 基本目標4 子育て当事者への支援 ※4つの基本目標ごとに令和11年度における到達度を表す指標を設定 ※施策ごとに現状と課題を整理し、計画期間中に実施すべき取組・事業の方向性を記載
第5章	教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策
1	教育・保育の量の見込みと確保方策
2	地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策
実施計画 (目標達成に向けた取組・事業)	
	※事業名、事業概要等を記載

3 今後のスケジュール (予定)

令和7年	11月	第3回子ども・子育て会議 (原案の審議)
	12月	厚生委員会 (原案の説明)
		パブリックコメント (～1月)
令和8年	1月	第4回子ども・子育て会議 (最終案の審議)
	3月	厚生委員会 (最終案の説明)、市長決裁・策定

(仮称)秋田市子ども計画骨子案補足説明資料

第1章 子ども計画の策定に当たって

国の動向

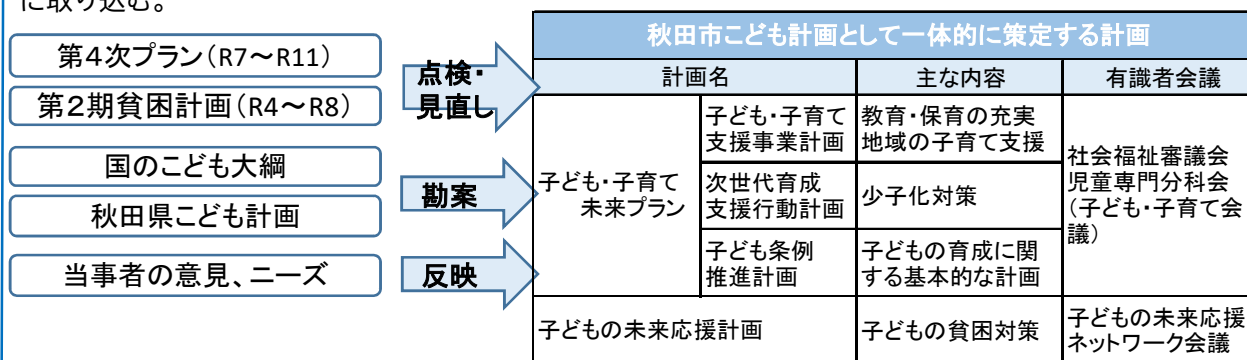
- ・児童の権利条約等の精神にのっとりた子ども基本法が令和5年4月に施行。
- ・子ども施策に関する基本的な方針や重要事項を定めた子ども大綱を令和5年12月に閣議決定。
- ・大綱が目指すのは、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」。

県の動向

- ・子ども大綱を勘案して子ども施策を定めた秋田県子ども計画を令和7年3月策定（計画期間：R7～11）。
- ・既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成
- ・子ども・子育てに関連する計画（地域福祉支援計画、教育振興基本計画など）と整合を図るものとしている。

既存計画と新たな計画の範囲

- ・現在、子どもや若者、子育て当事者を支援する施策を「第4次秋田市子ども・子育て未来プラン（子ども・子育て支援事業計画）（以下「第4次プラン」）」および「第2期秋田市子どもの未来応援計画（以下「第2期貧困計画」）」等に基づき推進。
- ・子ども計画は、子ども大綱および秋田県子ども計画を勘案し新たに策定するものであり、既存の各法令に基づく市の計画と一体のものとして作成することが可能（子ども基本法第10条第5項）。
- ・本市は、第4次プランおよび第2期貧困計画の施策について、大綱の視点や直近の市民ニーズを踏まえた点検・見直しを加え、両計画を子ども計画に取り込む。



計画の対象

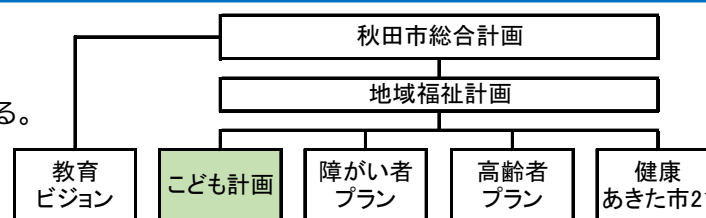
- ◇ 心身の発達過程にある者
- ◇ 子育て当事者
- ◇ これから子育て当事者になる者
- ◇ 子ども・若者と子育て家庭を取り巻くすべての関係者

計画の期間

令和8年度から令和11年度(※)
※第4次プラン最終年度

位置付け

総合計画のもと、地域福祉計画と共通する理念を示しながら、関連諸計画との整合を図る。



計画の推進体制

秋田市子ども・子育て会議および庁内関係課において、毎年度、実施状況や課題・改善点等を踏まえた評価を行い、評価結果を公表する。

第2章 子ども・若者・子育て当事者を取り巻く現状

- ・総人口と将来推計人口、世帯数の推移
- ・婚姻の状況、結婚の意思、出生の状況
- ・子育てに関する意識と相談の状況
- ・子育て家庭の就労状況、育児休業の取得状況
- ・仕事と子育ての両立
- ・こどものいる世帯の状況
- ・子ども・若者の自己肯定感
- ・子ども・若者の悩みごとや不安なこと
- ・不登校やいじめの状況
- など

(仮称)秋田市こども計画骨子案補足説明資料

第3章 計画の基本的な考え方

- ・秋田市こども計画は、令和11年度までの目標とその実現に向けた基本的な考え方を示す「基本計画」と、基本計画に掲げる目標の達成に向けた取組・事業を取りまとめる「実施計画」で構成。
- ・基本計画は、本市の目指すべき姿・こども施策の理念を示す「基本理念」、計画全体を貫く考え方を示す「基本的な視点」、基本理念の実現に向けた「基本目標」、目標達成に向けた取組・事業の方向性を示す「施策」で構成。

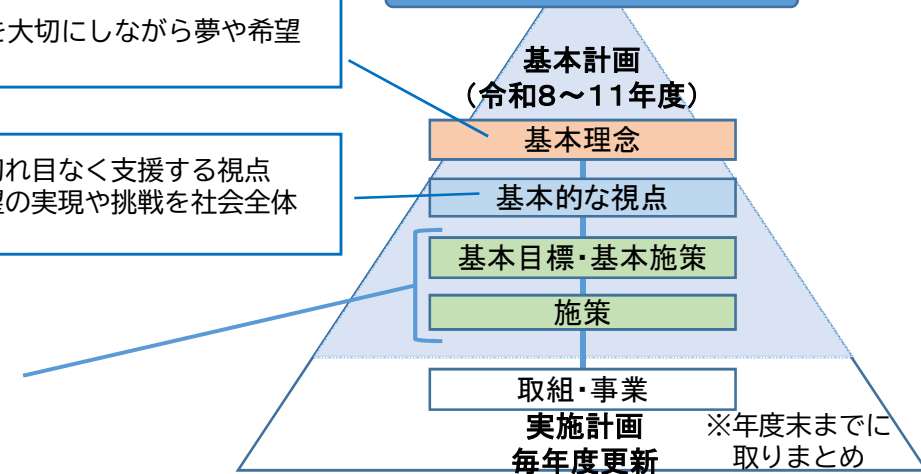
基本理念

すべてのこども・若者が、このまちで幸せに暮らすとともに、自分らしさを大切にしながら夢や希望の実現に向けて健やかに成長できるよう支援する。

計画全体を貫く基本的な視点

- (1) すべてのこども・若者の成長を支援する視点
- (2) 発達過程に応じて切れ目なく支援する視点
- (3) こども・若者・子育て当事者の視点に立つ施策を推進する視点
- (4) こども・若者の希望の実現や挑戦を社会全体で応援する視点

秋田市こども計画の体系



基本目標1 こどもまんなか社会に向けた取組	
基本施策	施策例(調整中)
(1) こども・若者の権利の尊重と意見表明の場の創出	①こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等 ②社会参画や意見表明の機会の充実
(2) こども・若者の視点に立った居場所づくり	③こども・若者の視点に立った居場所づくり
(3) こども・若者のシビックプライドの醸成と地元でチャレンジできる機会づくり	④多様な遊びや体験活動の推進 ⑤こども・若者が活躍できる機会づくり

基本目標2 こども・若者への切れ目ない支援	
基本施策	施策例(調整中)
(4) 【ライフステージⅠ】生まれる前から幼児期までのこどもへの支援	⑥妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目ない保健・医療の確保 ⑦こどもの誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
(5) 【ライフステージⅡ】学童期・思春期におけるこども・若者への支援	⑧こどもが安心して過ごし学ぶことができる質の高い学校教育 ⑨こどもの視点に立った居場所づくり(一部再掲) ⑩心身の健康づくりの推進 ⑪いじめ防止と不登校のこどもへの支援
(6) 【ライフステージⅢ】青年期の若者への支援	⑫就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組 ⑬結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援 ⑭社会的自立に困難を有する若者への支援

基本目標3 様々な状況にあるこども・若者への支援	
基本施策	施策例(調整中)
(7) こどもの貧困対策	⑮こどもの貧困対策
(8) 障がい児等への支援	⑯障がい児支援・医療的ケア児等への支援
(9) 児童虐待防止の推進	⑰支援を必要とするこどもや家庭へのサポート

基本目標4 子育て当事者への支援	
基本施策	施策例(調整中)
(10) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減	⑱子育てや教育に関する経済的負担の軽減
(11) ひとり親家庭の自立支援の推進	⑲ひとり親家庭の自立支援の推進
(12) 地域における子育ての支援	⑳地域におけるこども・子育て支援の充実等
(13) 仕事と子育ての両立支援	㉑共育の推進

教育・保育および地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	
(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策	
(2) 地域子ども・子育て支援事業等の量の見込みと確保方策	

雄和地域公立保育所整備事業の実施について

1 これまでの経緯

雄和地域の公立保育所3施設については、建物の老朽化に加え、入所児童数が減少傾向にあることから、これらを統合することとし、同地域の中心部である雄和市民サービスセンター付近の市有地に新設することとしていた。

令和6年度は新設予定地の測量業務を実施し、令和7年度当初予算には同予定地の地質調査業務、構造設計および建築物省エネ法評価業務に要する経費を計上している。

2 整備内容の見直し

施設の長寿命化のため、雄和市民サービスセンターの大規模改修を検討しており、公共施設の有効活用の観点から、同センター内に保育所を整備する場合（※1）と、保育所と同センターそれぞれ単独で整備する場合の工事費等を比較検討した。

検討結果

	雄和市民ＳＣ内に 保育所を整備 する場合（Ａ）	それぞれ単独 で整備する場 合（Ｂ）	差 引 （Ａ）－（Ｂ）
概算工事費	約１６億円	約２０億円	▲約４億円
実質負担額（見込み） （一般財源＋起債（※２）－交付税措置額）	約 ７億円	約１４億円	▲約７億円

（※１）雄和市民サービスセンター内に保育所を整備する場合の概要

- ・保育所機能をサービスセンターの１階（現在の事務室がある場所）に配置
- ・サービスセンター事務室は２階に移動するが、受付窓口は１階に残す
- ・園庭は当初の新設予定地に整備

（※２）活用を想定する起債

- ・施設整備事業（一般財源化分）債（交付税措置あり）
- ・公共施設等適正管理推進事業債（交付税措置あり、令和９年度以降も活用可能と想定）
- ・一般単独事業債（交付税措置なし）

雄和市民サービスセンター内に保育所を整備する場合、保育所に必要な機能や面積を確保した上で、コストの縮減が図られることから、雄和地域の公立保育所については、雄和市民サービスセンター内に整備する形で進めていきたい。

3 今後のスケジュール（案）

令和 ７年度 保護者・地元関係者へ説明

補正予算案の提出（サービスセンター構造設計業務）

令和８～９年度 本体工事、屋外環境整備工事

令和 １０年度 開所

当初予定地

雄和市民サービスセンター

出典：秋田市国土基本図